

なごや人権施策基本方針

令和 3 年度実施計画

名古屋市

目 次

頁

1 はじめに	1
2 計画の推進 （なごや人権施策基本方針の再掲）	1
1 基本理念	1
2 基本的な視点	2
(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり	
(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり	
(3) 市民の参画と協働によるまちづくり	
3 市の基本姿勢	2
(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進	
(2) 市民が主体となる施策の推進	
(3) 総合的な施策の推進	
3 実施計画	
1 共通施策	
1－1 人権に関する教育・啓発	4
1－2 人権に関する研修	6
1－3 人権尊重のまちづくり	7
1－4 人権に関する相談・支援	10
2 分野別施策	
2－1 女 性	14
2－2 子 ども	16
2－3 高齢者	21
2－4 障害者	23
2－5 同和問題（部落差別）	26
2－6 外国人	28
2－7 さまざまな人権分野	31
2－8 人権を取り巻く課題	33

1 はじめに

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

名古屋市では、昭和52年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げました。これは、「個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしたものです。

「なごや人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、名古屋市基本構想のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。

この実施計画は、基本方針に掲げる施策の内容について、定期的に点検し、取り組み状況を把握することによって進行管理を適切に行うため、毎年度策定することとしているものです。

2 計画の推進（なごや人権施策基本方針の再掲）

1 基本理念

**市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚に
すぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。**

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に発揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、国籍、民族、出自、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、多様性を尊重し、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

人権に関わる課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

公 告

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

平成8年に、あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実することを求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会において採択されました。この市長宣言『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』は、このような動きをふまえ、世界人権宣言採択50周年となる平成10年に行ったものです。

3 実施計画

1 共通施策

1-1 人権に関する教育・啓発

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	人権教育の推進	幼児教育の推進	直接体験活動を通し、子どもたちの豊かな人間性と人権尊重の精神の芽生えを育むため、市立幼稚園において文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実	教育委員会	2-2再
2	人権教育の推進	人権保育の推進	「名古屋市保育所人権保育指針」、「名古屋市保育所人権保育指針推進編」及び「名古屋市保育所人権保育指針実践集」に基づき、人権保育を推進	子ども青少年局	2-2再
3	人権教育の推進	学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	2-2再 2-5再
4	人権教育の推進	教職員への研修の実施	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	2-2再 2-5再
5	人権教育の推進	豊かな人間性を育む教育の推進	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	2-2再 2-5再
6	人権教育の推進	社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために、講演会を開催 ・人権問題講座の開催(生涯学習センター16回、女性会館1回) ・人権問題特別講演会の開催(生涯学習センター4回、生涯学習課1回)	教育委員会	2-5再
7	人権教育の推進	市民の学んだ成果を生かした人権教育の推進	市民グループと連携し、人権学習講座にファシリテーターを派遣し、参加体験型学習を推進	教育委員会	2-5再
8	人権教育の推進	家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種啓発パンフレットの作成・配布及び貸出用視聴覚資料の整備を実施 ・啓発冊子の作成・配布 ・貸出用視聴覚資料(DVD)の整備	教育委員会	
9	人権教育の推進	社会教育施設職員や市民団体指導者に対する研修の実施	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、市民グループの指導者に対する研修機会の提供や市民の学習活動を支援する職員に対する研修を実施 ・グループリーダー人権問題研修会の開催 2回 ・女性学習団体リーダー研修会の開催 2回 ・人権教育新任職員研修の開催 3回	教育委員会	1-2再
10	人権教育の推進	地域における障害者青年学級の指導者などの育成	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、心身に障害のある青年が仲間やボランティアの人たちとともに集団活動を行う障害者青年学級の指導者に対する研修を実施	子ども青少年局	1-2再
11	人権教育の推進	男女平等参画教育資料の作成・配布	男女平等参画教育資料を作成し、市内小学2年生・中学1年生に配布 デートDVリーフレットの配布・活用	スポーツ市民局	

1-1 人権に関する教育・啓発

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
12	人権啓発の推進	なごや人権啓発センターの運営	なごや人権啓発センターにおいて、各人権分野についてのパネルやタッチパネルPCを使用した展示のほか、高齢者や妊婦などの疑似体験、小中学校の校外学習、講師派遣などを実施	スポーツ市民局	
13	人権啓発の推進	講演会・研修会などによる人権啓発の推進	憲法週間や人権週間などにおいて、人権に関してさまざまな視点からテーマを設定した講演会、研修会などによる啓発事業を実施 ・講演会2回 ・映画会8回 ・人権セミナー8回 ・プロスポーツ選手と連携した人権スポーツ教室1回、車椅子バスケットボール教室3回など	スポーツ市民局	
14	人権啓発の推進	啓発資料・交通広告・各種メディア等による人権啓発の推進	世界人権宣言、子どもの権利条約などの国際的な人権基準をはじめ、LGBTやヘイトスピーチなどの新たな人権課題についても広く市民に周知するため、各種啓発資料を作成・提供するとともに、地下鉄車内広告や新聞、広報なごやなど、さまざまな方法による啓発を実施	スポーツ市民局	
15	人権啓発の推進	懸垂幕・立看板・ポスターなどによる人権啓発の推進	人権の大切さを訴えかける懸垂幕・立看板・ポスターなどを、人権週間の時期等に市内の各施設へ掲出	スポーツ市民局	
16	人権啓発の推進	人権コーナーの充実	人権に関する啓発冊子の配布・閲覧などを行う人権コーナーを各区役所・支所などに設置し、人権について充実した情報を提供	スポーツ市民局	
17	人権啓発の推進	人権尊重のまちづくり事業	人権意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを全区で引き続き推進 ・各区1回(計16回)	スポーツ市民局	1-3再
18	人権啓発の推進	文化センターにおける人権啓発の推進	地域社会における人権啓発の活動拠点として、講演会や人権啓発パネル展などの啓発を実施	スポーツ市民局	2-5再
19	人権啓発の推進	人権施策推進会議による総合的な推進	人権施策推進会議(スポーツ市民局主管副市長を会長、他の副市長を副会長とする庁内推進組織)により、人権施策を総合的・計画的に推進	スポーツ市民局	
20	人権啓発の推進	人権施策担当課長連絡会議による連絡調整・情報交換	なごや人権施策基本方針に掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする人権施策担当課長連絡会議を開催し、各分野の課題解決や情報交換などを実施	スポーツ市民局	
21	人権啓発の推進	関係団体と連携した啓発活動の実施	国、愛知県、人権擁護委員会を中心に、様々な機関と連携・協力しながら、各種人権啓発活動を幅広く実施	スポーツ市民局	
22	人権啓発の推進	子どもの権利擁護機関の運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する。	子ども青少年局	1-3再 1-4再 2-2再
23	人権啓発の推進	戦争に関する資料館の運営	戦争の体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを市民が学ぶことにより、平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会の発展に寄与することを目的とした、「愛知・名古屋戦争に関する資料館」を運営	総務局	

1-2 人権に関する研修

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	職員研修等の推進	職員研修の計画的かつ継続的な実施	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修などにおいて、人権に関する職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局	2-5再
2	職員研修等の推進	研修指導者の養成および所属別研修の充実	人権研修の講師等となる職員を養成するための人権指導者養成研修を実施するとともに、各所属で実施する所属別人権研修を充実	総務局	2-5再
3	職員研修等の推進	教職員への研修の実施(再掲)	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	1-1再 2-5再
4	職員研修等の推進	社会教育施設職員や市民団体指導者に対する研修の実施(再掲)	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、市民グループの指導者に対する研修機会の提供や市民の学習活動を支援する職員に対する研修を実施 ・グループリーダー人権問題研修会の開催 2回 ・女性学習団体リーダー研修会の開催 2回 ・人権教育新任職員研修の開催 3回	教育委員会	1-1再
5	職員研修等の推進	地域における障害者青年学級の指導者などの育成(再掲)	地域における人権感覚豊かな指導者の育成をはかるため、心身に障害のある青年が仲間やボランティアの人たちとともに集団活動を行う障害者青年学級の指導者に対する研修を実施	子ども青少年局	1-1再
6	職員研修等の推進	ウェブアクセシビリティ研修の実施	ウェブサイトの記事を作成する新任担当職員に対して、障害者のインターネット利用状況やウェブアクセシビリティに関する知識を身につけてもらい、ウェブサイト作成の際にウェブアクセシビリティに配慮したページ作りをしてもらうための研修を実施	市長室	
7	職員研修等の推進	女性に対する暴力防止に関する研修の実施等	女性に対する暴力防止に関する業務を直接担当していない職員であっても、日常業務において被害者である市民の方と接する可能性があるため、女性に対する暴力防止に関する理解をもち、被害者の2次被害を防止するための研修を実施	スポーツ市民局	
8	職員研修等の推進	障害者差別に関する職員向け研修	障害者差別解消の推進に向け、本市課長級職員研修・本市窓口職員等向け研修・指定管理事業者向け研修を実施	健康福祉局	
9	職員研修等の推進	多文化対応力向上研修の実施	・外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」を使った行政文書の作成方法や窓口での対応方法などの習得を図るための職員研修を実施 ・市民及び職員の多文化共生に対する理解と認知の向上を図るための取り組みを実施	観光文化交流局	
10	職員研修等の推進	犯罪被害者等支援研修の実施	犯罪被害者等のおかれた立場や心情等についての理解の促進と、市や関係機関による犯罪被害者等支援施策の周知を図るための職員研修を実施(年1回)	スポーツ市民局	
11	職員研修等の推進	情報公開・個人情報保護に関する研修の実施	情報公開及び個人情報保護に関する制度理解の促進を図るための職員研修を実施	スポーツ市民局	
12	企業研修の支援等	人権研修講師の派遣	主体的に人権研修に取り組む企業を支援するため、市内に所在する企業に、なごや人権啓発センターの職員を講師として派遣	スポーツ市民局	
13	企業研修の支援等	人権研修資料の提供等	主体的に人権研修に取り組む企業を支援するため、啓発資料の提供や視聴覚資料の貸出し、研修室の貸出しを実施	スポーツ市民局	
14	企業研修の支援等	人権啓発支援事業	市内中小企業に対して人権尊重の理念を広く普及させるとともに、その理解を深めるために、国の委託事業として人権啓発支援セミナーを実施	経済局	
15	公正な採用選考	採用担当者への研修の実施	採用事務に関わる市職員・外郭団体職員を対象に国や県の啓発冊子等を活用し、公正な採用選考にかかる研修を実施	スポーツ市民局	

1-3 人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	福祉都市環境整備の推進	市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、平成29年3月に改定した福祉都市環境整備指針に基づき、ハード・ソフト両面からの福祉的整備を推進	健康福祉局	
2	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	福祉都市環境整備の推進	多くの市民が日常利用する建築物を対象に、整備計画届出書の受付および指導や助言の実施、バリアフリー認定の実施	住宅都市局	
3	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	バリアフリー法に基づく重点整備地区の整備の促進	重点整備地区におけるバリアフリー基本構想に基づき、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を促進	健康福祉局	
4	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	民間鉄道駅舎のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者などが利用しやすい移動環境の整備を図るため、民間鉄道駅舎のエレベーターの設置等のバリアフリー化を促進	健康福祉局	
5	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインタクシー導入の促進	障害者、高齢者、妊産婦、子ども連れの人など、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進	健康福祉局	
6	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	既設市営住宅へのエレベーター設置	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅にエレベーターを設置	住宅都市局	
7	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	車いす利用者向け住宅の供給	車いす利用者が安全で快適に暮らせるように、市営住宅を建設する際に車いす利用者専用住宅を供給	住宅都市局	
8	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化等住戸内設備の改善などを実施	住宅都市局	2-5再
9	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	高齢者向け賃貸住宅の供給促進	サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング等のバリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービス等が付加された民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅の供給を促進	住宅都市局	2-3再
10	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	セイフティライブロード事業	高齢者・障害者の利用が多い施設の周辺を、利用しやすい歩行空間として整備	緑政土木局	
11	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	・エレベーターの整備 ・駅構内トイレのリニューアル ・地下鉄車両における車内案内表示装置の設置 ・車いすスペースが設置された地下鉄車両の導入	交通局	
12	都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	・鶴舞線可動式ホーム柵の設置に向けた設計 ・名城線・名港線におけるホームと車両の段差・隙間解消に関する整備(1番・18番乗降口)	交通局	
13	情報のバリアフリーの推進	市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティの推進	市公式ウェブサイトで提供する情報のアクセシビリティ(障害者や高齢者も含めたあらゆる人々が利用できるようにすること)を推進するため、コンテンツの新設・更新時にアクセシビリティへの対応を点検・実施	市長室	
14	情報のバリアフリーの推進	点字・音声による広報なごやの製作	視覚障害者が広報なごやの情報を得られるよう、「広報なごや点字版(市版・区版)」と「声の広報なごや(市版・区版)」を製作	市長室	
15	情報のバリアフリーの推進	市長定例記者会見における手話通訳の導入	聴覚障害者が市長定例記者会見の情報を得られるよう、手話通訳を導入	市長室	
16	情報のバリアフリーの推進	市民情報センターの運営等	誰でも等しく市政に関する情報を受け取ることができるよう市政情報の総合提供窓口として市民情報センターを運営するとともに、請求に応じて本市が保有する行政文書を公開するなど情報公開を推進	スポーツ市民局	

1-3 人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
17	情報のバリアフリーの推進	「ウェルネットなごや」による福祉関連情報の提供	市内のバリアフリー情報や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者情報などの福祉関連情報をウェブサイトで提供	健康福祉局	2-4再
18	意識のバリアフリーの推進	意識のバリアフリーの推進	障害を正しく理解するとともに、偏見や差別のないまちづくりを推進するため、啓発活動などを実施	健康福祉局	
19	意識のバリアフリーの推進	障害理解に関する講師派遣事業	市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会的障壁を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供	健康福祉局	
20	意識のバリアフリーの推進	優先席、車椅子利用者用駐車場等の適正利用に関する周知啓発	高齢者や障害のある人がスムーズに外に出られるよう、優先席、車椅子利用者用駐車場等の適正利用について啓発を実施	健康福祉局	
21	意識のバリアフリーの推進	子どもの頃からの交流の機会の充実	障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとがふれ合い、共に活動する機会の充実	教育委員会	
22	地域で支えあうパートナーシップの推進	ボランティア研修	名古屋国際センターにおける多文化共生、異文化理解、国際協力などの登録ボランティア制度の管理運営 ・ボランティア研修 年3回程度実施	観光文化交流局	2-6再
23	地域で支えあうパートナーシップの推進	外国人防災啓発事業	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施 ・外国人防災啓発事業 年5回実施	観光文化交流局	2-6再 2-8再
24	地域で支えあうパートナーシップの推進	「NIC日本語の会」の運営	名古屋国際センターにおいて、基本的な日本語の習得と生活情報の提供を目的とした講座の実施 ・NIC日本語の会 全10回程度の講座を年3回実施 ・サポートサロン NIC日本語の会学習者とボランティアの交流、生活情報等の提供の機会として「サポートサロン」を実施	観光文化交流局	2-6再
25	地域で支えあうパートナーシップの推進	やさしい日本語普及啓発事業	外国人市民と日本人市民との円滑な情報伝達、コミュニケーションと多文化共生への理解促進を目的に、「やさしい日本語」の普及啓発を行う ・「やさしい日本語」の研修(年2回程度) ・市民レベルでの普及啓発活動の実施	観光文化交流局	2-6再
26	地域で支えあうパートナーシップの推進	NIC子ども日本語教室、高校生向け学習・キャリア支援教室の運営	名古屋国際センターにおいて、外国人児童・生徒を支援するための各種研修や教室を実施 ・NIC子ども日本語教室 全10回程度の講座を年4回実施 ・外国人児童・生徒サポーター研修 入門編、実践編に分け、各3回程度の講座を実施 ・高校生向け学習、キャリア支援教室の運営 全10回程度の講座を年3回実施	観光文化交流局	2-6再
27	地域で支えあうパートナーシップの推進	NIC防災サポーター制度の運営	外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等で活躍する在住外国人の登録・派遣を行う「NIC防災サポーター制度」の管理・運営を行う	観光文化交流局	2-6再 2-8再
28	地域で支えあうパートナーシップの推進	多文化共生まちづくり事業	外国人市民と日本人市民の「顔の見える」関係づくりのために、交流会、生活情報の提供や相談、まちづくりを考えるワークショップ等を行う「多文化共生まちづくり事業」を年3回実施	観光文化交流局	2-6再
29	地域で支えあうパートナーシップの推進	NPO活動に関する情報提供等の実施	市民活動推進センターにおいて、NPOの活動を支援・促進するため、情報収集・提供、相談、講座などを実施	スポーツ市民局	
30	地域で支えあうパートナーシップの推進	人権尊重のまちづくり事業(再掲)	人権意識が広いきわだった地域社会づくりをすすめるため、市民の参画と協働による啓発・学習活動などを全区で引き続き推進 ・各区1回(計16回)	スポーツ市民局	1-2再

1-3 人権尊重のまちづくり

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
31	地域で支えあうパートナーシップの推進	地域福祉の推進	地域における福祉の課題やニーズを明らかにするとともに、その解決に向け市民と行政の協働により多様な支援を提供する体制を整備するための地域福祉計画を策定し、市民一人ひとりが安心して生活することができるよう地域で支えあう仕組みづくりを推進	健康福祉局	
32	地域で支えあうパートナーシップの推進	子どもの権利擁護機関の運営(再掲)	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する。	子ども青少年局	1-1再 1-4再 2-2再
33	地域で支えあうパートナーシップの推進	子どもの社会参画の推進	子どもの社会参画を進めるために、子どもの社会参画の考え方、進め方、推進体制等について、外部の有識者や子どもの意見を踏まえ、子どもの参画に関する「よりどころとなる方針」をまとめる	子ども青少年局	2-2再
34	地域で支えあうパートナーシップの推進	学校内サロン推進事業	子ども意見表明を支援する観点から、高校内に生徒が気軽に立寄ることができる居場所(サロン)を設置し、生徒同士や地域の大人との交流を通じて、自分の思いや意見を表現し、自立意欲やコミュニケーション力の向上を図る	子ども青少年局	2-2再
35	地域で支えあうパートナーシップの推進	高校生社会参画アクションモデル事業	子どもの社会参画を促進する観点から、高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じ、地域や社会に関心を持ち、主体的に参画できる大人への育成を図る	子ども青少年局	2-2再

1-4 人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	相談・支援	人権課題に対応した相談窓口の案内	人権にかかる相談先を判りやすく案内するため、人権課題ごとの相談窓口をウェブサイトに掲載	スポーツ市民局	
2	相談・支援	国、愛知県など関係機関との連携・協力	人権問題の早期解決を図るため、国、愛知県など関係機関と連携・協力を図りながら適切な相談窓口を案内するとともに、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度の確立に向け、国に対する働きかけを実施	スポーツ市民局	
3	相談・支援	なごや人権啓発センターにおける人権相談	なごや人権啓発センターにおいて、女性、子ども、高齢者など、さまざまな人権相談を行うとともに、人権擁護委員による人権相談を月1回実施	スポーツ市民局	
4	相談・支援	女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」	・男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立を支援するための相談を実施するとともに、相談関係諸機関との連携を強化 ・相談で把握したニーズを反映したセミナーなどを開催 ・暴力などによる被害を受けた女性に対する精神的自立支援のためのサポートグループ事業等を実施	スポーツ市民局	2-1再
5	相談・支援	不育・不妊専門相談センター事業	不育症や不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図るため、流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）や不妊症に関する専門相談窓口を設置	子ども青少年局	
6	相談・支援	なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール等による相談を実施	子ども青少年局	2-1再
7	相談・支援	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力被害者等を支援するため、配偶者暴力相談支援センター業務を実施	子ども青少年局	2-1再
8	相談・支援	なごや子ども応援委員会	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤のスクールカウンセラーをはじめとする専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進	教育委員会	2-2再
9	相談・支援	教育相談総合窓口、子ども教育相談「ハートフレンドなごや」	・子どもの教育・養育上のあらゆる問題に適切に対応するため、臨床心理士などによる専門的な相談を実施 ・複雑化、深刻化する相談内容に対し、きめ細かな相談が継続的に行えるよう、児童相談所をはじめ他の関係機関との連携を強化	教育委員会	2-2再
10	相談・支援	子ども適応相談センター「なごやフレンドリーナウ」	心理的な理由で登校できない児童・生徒を支援するため、通所による教育相談や適応指導を実施	教育委員会	2-2再
11	相談・支援	子どもあんしん電話相談事業	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話でアドバイスを実施	子ども青少年局	2-2再
12	相談・支援	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）	育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、各保健センター内の相談窓口において、子育てに関する総合的な相談を実施	子ども青少年局	2-2再
13	相談・支援	児童相談の実施	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校、しつけ等）などの児童相談を実施	子ども青少年局	2-2再
14	相談・支援	児童虐待防止事業	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる「地域子ども相談室」を運営	子ども青少年局	2-2再
15	相談・支援	なごやっ子SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局	2-2再

1-4 人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
16	相談・支援	母子・父子自立支援員等の相談	区役所民生子ども課・支所区民福祉課に母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員を配置し、母子家庭・父子家庭および寡婦に対する相談・支援などを実施 母子・父子自立支援員:22人 ひとり親家庭応援専門員:22人	子ども青少年局	2-2再
17	相談・支援	子ども・若者の自立支援	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、子ども・若者支援地域協議会において、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども青少年局	2-2再
18	相談・支援	多胎児家庭支援モデル事業	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした、乳幼児健診を受診する際の同行サポートや電話相談、訪問支援をモデル実施	子ども青少年局	2-2再
19	相談・支援	子どもの権利擁護機関の運営(再掲)	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する。	子ども青少年局	1-1再 1-3再 2-2再
20	相談・支援	高齢者福祉相談の実施	ひとり暮らし高齢者などの福祉の増進をはかるため、各区・支所に高齢者福祉相談員を配置し、各種相談に応じるとともに適切な指導を実施(相談員数54人)	健康福祉局	2-3再
21	相談・支援	介護・保健・福祉相談窓口	区役所福祉課の介護・保健・福祉に関する相談窓口において、さまざまな相談を実施	健康福祉局	2-3再
22	相談・支援	いきいき支援センター(地域包括支援センター)における援助・支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いきいき支援センターにおいて高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援、並びに高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、専任の見守り支援員を各1人配置し、個別ケースへの対応や電話による見守り活動を実施	健康福祉局	2-3再
23	相談・支援	認知症相談支援センター運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症相談支援センターにおいて、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者とその家族に対する支援等を実施	健康福祉局	2-3再
24	相談・支援	高齢者虐待防止事業の推進	高齢者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、高齢者虐待相談センターおよびいきいき支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	2-3再
25	相談・支援	障害者・認知症高齢者権利擁護事業	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	2-3再 2-4再
26	相談・支援	成年後見あんしんセンターにおける支援	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	2-3再 2-4再
27	相談・支援	障害者基幹相談支援センター等における総合相談	障害者(児)が地域で自立した生活ができるよう、障害者基幹相談支援センター等において、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	健康福祉局	2-4再
28	相談・支援	障害者虐待防止事業の推進	障害者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、障害者虐待相談センターおよび障害者基幹相談支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	2-4再

1-4 人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
29	相談・支援	障害者差別解消の推進	障害者差別に関する相談に応じ、紛争の防止・解決を図る障害者差別相談センターの運営や啓発活動を実施	健康福祉局	2-4再
30	相談・支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請等にかかる障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等を行う	子ども青少年局	2-4再
31	相談・支援	保健センターにおけるこころの健康相談事業	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化を図るとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	2-4再 2-7再
32	相談・支援	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	2-4再 2-7再
33	相談・支援	同和問題(部落差別)の相談・対応	同和問題(部落差別)に対する市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供を実施	スポーツ市民局	
34	相談・支援	文化センターなどの各種相談事業	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を	スポーツ市民局	2-5再
35	相談・支援	海外児童生徒教育相談	名古屋国際センターにおいて、出国・入国に際しての子どもの編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育に係る相談に専門の相談員が応じる「海外児童生徒教育相談」を実施 実施日：水・金・日曜	観光文化交流局	2-6再
36	相談・支援	外国人行政相談	名古屋国際センターにおいて、相談員による市政、行政に関する「外国人行政相談」を実施。また、区役所や保健センター等において言葉の通じない外国人に対して、トリオホン(3者通話システム)により相談、通訳サービスを行う 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	2-6再
37	相談・支援	外国人無料法律相談	名古屋国際センターにおいて、弁護士による法律相談「外国人無料法律相談」を実施 実施日：毎週土曜日 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	観光文化交流局	2-6再
38	相談・支援	外国人のための税理士による無料税務相談	名古屋国際センターにおいて、「外国人のための税理士による無料税務相談」を名古屋税理士会との共催で確定申告時期(2～3月)に実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6再
39	相談・支援	外国人こころの相談	名古屋国際センターにおいて、日本の生活の中で起こるさまざまな不安や悩みを抱えている外国人市民を対象に、カウンセラーに通訳を介さずに相談できる「外国人こころの相談」を実施 実施日：随時(予約制) 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	観光文化交流局	2-6再

1-4 人権に関する相談・支援

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
40	相談・支援	ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としての「ピアサポートサロン」を年3回開催 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6再
41	相談・支援	難民相談	名古屋国際センターにおいて、(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で難民申請手続き等に係る「難民相談」を多言語で実施 実施日:原則として毎週木曜日	観光文化交流局	2-6再
42	相談・支援	外国人の「心」と「からだ」健康相談会	名古屋国際センターにおいて、外国人住民が健康に安心して暮らせるように病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の相談会である「外国人の『心』と『からだ』健康相談会」を関係専門機関と連携して年1回実施 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語等	観光文化交流局	2-6再
43	相談・支援	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス	名古屋国際センターにおいて、中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応する「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」を年1回実施 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	2-6再
44	相談・支援	外国人生活相談出張サービス	地域で行われる保健、福祉、教育などの相談活動等に名古屋国際センターの通訳ボランティアや相談員を派遣する「外国人生活相談出張サービス」を実施 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	2-6再
45	相談・支援	外国人のための行政書士による相談	名古屋国際センターにおいて、在留資格、国籍、起業など各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる「外国人のための行政書士による相談」を実施 実施日:水・日曜 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	2-6再
46	相談・支援	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を3ヶ所(名駅・金山・大曽根)に設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施 また、地域で孤立して自ら支援を求めることができない生活困窮者を早期に発見して支援するため、地域連携の推進や訪問型相談を行う専任職員を配置	健康福祉局	
47	相談・支援	犯罪被害者支援相談窓口	犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施	スポーツ市民局	
48	相談・支援	名古屋市男性のための相談事業	男性が抱える夫婦関係や子育て、仕事や人間関係など様々な悩みや気持ちを受けとめるための相談を実施するとともに、相談で把握したニーズを反映したセミナーを開催	スポーツ市民局	
49	相談・支援	セクシュアル・マイノリティ電話相談	当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図るため、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置	スポーツ市民局	2-7再
50	相談・支援	民間事業者の個人情報保護相談	個人情報の保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施	スポーツ市民局	2-8再

2 分野別施策

2-1 女性

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	男女平等参画の総合的な推進	男女平等参画基本計画の策定・進捗管理	本市の男女平等参画の推進の基本計画である「名古屋市男女平等参画基本計画2025」(令和3~7年度)の推進。基本計画における施策・事業を、副市長を会長とする「男女平等参画推進協議会」により進捗管理	スポーツ市民局	
2	男女平等参画の総合的な推進	男女平等参画苦情処理制度の運営	平等参画の推進に関する本市の施策や、平等参画に関する人権侵害についての苦情を受け付け、必要な調査および処理を実施	スポーツ市民局	
3	性別にかかわる人権侵害の解消	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会・学習情報の提供	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会を充実するため、女性会館、生涯学習センターにおいて各種の講座・講演会などを開催するとともに、情報提供を実施 ・女性会館16講座、講演会等12回 ・生涯学習センター 16講座	教育委員会	
4	性別にかかわる人権侵害の解消	情報提供と学習機会の充実	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識浸透を図るため、情報を提供するとともに、学習の機会を充実	スポーツ市民局	
5	性別にかかわる人権侵害の解消	メディアにおける人権尊重の取り組み促進	庁内外へ性・暴力表現根絶などの働きかけ、取り組みを実施	スポーツ市民局	
6	性別にかかわる人権侵害の解消	DV、セクシュアル・ハラスメント防止に係る意識啓発	女性に対する暴力防止や予防に関する社会的意識の醸成を目的に、情報提供や研修を行うとともに、若年層を対象とした啓発事業などを実施	スポーツ市民局	
7	性別にかかわる人権侵害の解消	関係機関の連携強化	国・県・市・民間団体等関係機関で構成する名古屋市「女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)防止対策関係機関連絡会議」の運営	子ども青少年局	
8	性別にかかわる人権侵害の解消	女性のための総合相談「イーブルなごや相談室」(再掲)	男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立を支援するための相談を実施するとともに、相談関係諸機関との連携を強化 相談で把握したニーズを反映したセミナーなどを開催 暴力などによる被害を受けた女性に対する精神的自立支援のためのサポートグループ事業等を実施	スポーツ市民局	1-4再
9	性別にかかわる人権侵害の解消	ウィズコロナにおける女性の生活就労等実態調査	新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした女性の生活・就労への影響や新しい日常において女性が抱える課題等を把握するための調査を実施	スポーツ市民局	
10	性別にかかわる人権侵害の解消	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画の推進等	「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」(令和3~7年度)の進捗管理を行い、計画における施策・事業の着実な推進を図る	スポーツ市民局 子ども青少年局	
11	性別にかかわる人権侵害の解消	なごや妊娠SOS(再掲)	思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメールによる相談を実施	子ども青少年局	1-4再
12	性別にかかわる人権侵害の解消	配偶者暴力相談支援センターの運営(再掲)	配偶者からの暴力被害者等を支援するため、配偶者暴力相談支援センター業務を実施	子ども青少年局	1-4再
13	性別にかかわる人権侵害の解消	社会福祉事務所における女性福祉相談員の配置	社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への福祉的支援を実施	子ども青少年局	

2-1 女性

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
14	性別にかかわる人権侵害の解消	民間団体との連携	配偶者からの暴力被害者等の支援のための民間団体と連携するとともに、配偶者からの暴力被害者等の支援にかかる民間一時保護施設の家賃及び利用者受け入れ等にかかる経費を補助	子ども青少年局	
15	性別にかかわる人権侵害の解消	母子等緊急一時保護事業	夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子等を一時的に保護	子ども青少年局	
16	男女平等参画推進のための意識変革	名古屋市女性会館の図書資料室における学習機会・学習情報の提供	女性の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、学習課題解決に向けて、女性会館において学習相談を開設し、男女平等参画、女性のエンパワーメント、社会的性別（ジェンダー）の視点で、図書・資料などを収集・提供	教育委員会	
17	男女平等参画推進のための意識変革	男女平等参画推進センターにおける学習機会・学習情報の提供	男女平等参画や女性の人権尊重に関する学習機会を充実するため、男女平等参画推進センターにおいて各種の講座・講演会などを開催するとともに、情報提供を実施	スポーツ市民局	
18	男女平等参画推進のための意識変革	男女平等参画推進会議の運営	「男女平等参画推進会議」を通じた、各企業・団体などの自発的な取り組みを促進	スポーツ市民局	
19	男女平等参画推進のための意識変革	男性への働きかけ	男性の固定的役割分担意識の解消を図るため、男性のための相談事業や意識啓発を実施	スポーツ市民局	
20	方針決定過程への女性の参画	審議会などへの女性委員登用の促進	本市の意思決定・政策立案過程への女性の参画を促進するため、審議会などへの女性委員の登用を促進	スポーツ市民局	
21	方針決定過程への女性の参画	重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけ	企業・団体の役員、管理職や地域活動のリーダーなど、重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけを実施	スポーツ市民局	
22	雇用等における男女平等	女性の活躍推進企業認定・表彰制度	「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」の実施により、事業者における取り組みを促進 女性の活躍推進企業と女子大学生の交流会を開催するほか、女性活躍推進企業の好事例をまとめた見える化サイトや就職展への出展による情報発信	スポーツ市民局	
23	雇用等における男女平等	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けた啓発	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けて、市民や事業者などへの啓発や情報提供、講座の実施	スポーツ市民局	
24	雇用等における男女平等	雇用等における性差別解消に向けた啓発	労働における性差別解消および就業環境の整備に向けて、市民や事業者などへの啓発や情報提供	経済局	
25	雇用等における男女平等	雇用等における性差別解消に向けた啓発	男女雇用機会均等月間の周知をはかるため、本市ウェブサイトにより啓発	経済局	
26	家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性の家事・育児・介護への参画を支援する講座等の実施	スポーツ市民局	

2-2 子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子育ての支援・相談の充実	市立幼稚園において、未就園児の親子登園や子育て相談、園舎・園庭の開放などを実施	教育委員会	
2	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子育て支援事業の充実	子育て支援の一環として在園児に対して預かり保育を実施	教育委員会	
3	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	私立幼稚園親と子の育ちの場支援	私立幼稚園が実施する遊び場や交流の場の提供、子育て相談などの子育て支援事業に対する補助を、希望する全園に実施	教育委員会	
4	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	私立幼稚園預かり保育支援	私立幼稚園が実施する預かり保育を受ける園児の保護者負担の軽減をはかるための補助を、希望する全園に実施	教育委員会	
5	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	地域子育て支援ネットワークの推進	地域における子育て支援のネットワーク体制の強化や、活動・事業の活性化を図るとともに、子ども・子育て支援センターにおいて、地域のネットワークづくり、企業との連携、子育て情報の発信を行う事業を実施	子ども青少年局	
6	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子どもあんしん電話相談事業(再掲)	夜間の子どもの急な発熱や事故などの場合に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話でアドバイスを実施	子ども青少年局	1-4再
7	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	両親学級(パパママ教室)	妊婦やその家族を対象に子育て家庭に必要な知識の普及や出産・育児の不安軽減のため、妊娠・出産・育児に関する健康教育、相談等を実施	子ども青少年局	
8	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子ども医療費助成	中学3年生までを対象に、医療費の保険診療における自己負担分を助成 ※令和4年1月から、通院分の助成対象も18歳(18歳に達する日以降の最初の年度末)まで拡大予定	子ども青少年局	
9	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)(再掲)	育児不安の軽減および孤立感の軽減をはかるため、各保健センターの相談窓口において、子育てに関する相談を実施	子ども青少年局	1-4再
10	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	地域における子育て支援事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行なう地域子育て支援拠点等を整備	子ども青少年局	
11	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	名古屋のびのび子育てサポート事業	地域での子育てを支援するため、会員組織をつくり、子育てを支援してほしい人と手助けしたい人の登録・仲介などを行う「名古屋のびのび子育てサポート事業」を実施	子ども青少年局	
12	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	新生児・乳児訪問指導(乳児家庭全戸訪問)	育児不安の軽減と子育て支援の推進をはかるため、新生児および乳児がいる子育て家庭を対象に、保健師等による「新生児・乳児訪問指導(乳児家庭全戸訪問)」を実施	子ども青少年局	
13	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	赤ちゃん訪問事業	地域と子育て家庭をつなぐため、地域の主任児童委員や区域担当児童委員が子育て家庭を訪問する「赤ちゃん訪問事業」を実施	子ども青少年局	
14	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	多胎児家庭支援モデル事業(再掲)	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う、保護者の身体的、精神的な負担が大きい状況を踏まえ、多胎児家庭を対象とした、乳幼児健診を受診する際の同行サポートや電話相談、訪問支援をモデル実施	子ども青少年局	1-4再
15	安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	子育て支援企業認定・表彰制度	子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、特にすぐれた企業を表彰	子ども青少年局	

2-2 子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
16	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	待機児童対策	保育所や認定こども園、小規模保育事業等により、3歳未満児の保育サービス提供量の増をはかるなど、保育所等待機児童対策の取組みを推進	子ども青少年局	
17	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	休日保育事業	日曜、祝日の保護者の就労等により、保育を必要とする保育所等利用子どもの保育を行う事業を実施	子ども青少年局	
18	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て応援拠点で実施している「一時預かり」及び保育所等の一時保育事業や名古屋のびのび子育てサポート事業において、一時的に預かり、必要な保護を実施	子ども青少年局	
19	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を行う事業を実施	子ども青少年局	
20	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	産休あけ・育休あけ保育 所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	子ども青少年局	
21	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	医療的ケア児保育支援 モデル事業	医療的ケア児が安心して保育所を利用するにあたっての課題や必要な体制について検討をするため、モデル事業を実施	子ども青少年局	
22	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	病児・病後児デイケア事 業	小学生までの病気または病気回復期にある子どもについて、勤務などにより家庭で育児を行うことが困難な場合に、医療機関などにおいて一時的に預かる事業を実施	子ども青少年局	
23	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	エリア支援保育所	公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高め合うと共に、関係機関と連携しながら、地域のすべての子どもや子育て家庭を支援	子ども青少年局	
24	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	ひとり親家庭等の自立支 援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るための総合的な支援を実施	子ども青少年局	
25	安心して子どもを 育てることができる環境 づくり	母子・父子自立支援員 等の相談(再掲)	区役所民生子ども課・支所区民福祉課に母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員を配置し、母子家庭・父子家庭および寡婦に対する相談・支援などを実施 母子・父子自立支援員:22人 ひとり親家庭応援専門員:22人	子ども青少年局	1-4再
26	子どもが健やかに育つ 環境づくり	PTA全市一斉パトロール	学区内の危険箇所、有害図書、有害広告物などの点検	教育委員会	
27	子どもが健やかに育つ 環境づくり	なごや子ども応援委員 会(再掲)	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤のスクールカウンセラーをはじめとする専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進	教育委員会	1-4再
28	子どもが健やかに育つ 環境づくり	子ども適応相談センター 「なごやフレンドリーナ ウ」(再掲)	心理的な理由で登校できない児童・生徒を支援するため、通所による教育相談や適応指導を実施	教育委員会	1-4再
29	子どもが健やかに育つ 環境づくり	教育相談総合窓口、子 ども教育相談「ハートフ レンドなごや」(再掲)	・子どもの教育・養育上のあらゆる問題に適切に対応するため、臨床心理士などによる専門的な相談を実施 ・複雑化、深刻化する相談内容に対し、きめ細かな相談が継続的に行えるよう、児童相談所をはじめ他の関係機関との連携を強化	教育委員会	1-4再

2-2 子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
30	子どもが健やかに育つ環境づくり	トワイライトスクール	放課後などに小学校施設を活用し、遊び、学び、体験、交流を通じて、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育む教育事業を実施	子ども青少年局	
31	子どもが健やかに育つ環境づくり	トワイライトルーム	全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を地域の子育て家庭の状況などをふまえて実施	子ども青少年局	
32	子どもが健やかに育つ環境づくり	留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費などを助成	子ども青少年局	
33	子どもが健やかに育つ環境づくり	児童相談の実施(再掲)	児童相談所等において、養護(児童虐待)・保健・非行・育成(不登校、しつけ等)などの児童相談を実施	子ども青少年局	1-4再
34	子どもが健やかに育つ環境づくり	若者自立支援ステップアップ事業	社会的自立が困難な若者に対し、生活リズムを整えるなど自立に向けた準備を支援している若者自立支援ステップアップルームにおいて、居場所の提供や自立に向けた各種支援、親支援サービス等を実施	子ども青少年局	
35	子どもが健やかに育つ環境づくり	若者自立支援ジャンプアップ事業	厚生労働省事業であるなごや地域若者サポートステーションの受託事業者に市が別途委託し、企業における社会体験の機会の提供など、就労困難な若者の就職準備に向けた支援を実施	子ども青少年局	
36	子どもが健やかに育つ環境づくり	青少年交流プラザにおける事業推進	青少年交流プラザにおいて、社会参加活動の促進などの青少年の自立支援事業を行い、社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかる	子ども青少年局	
37	子どもが健やかに育つ環境づくり	子ども・若者の自立支援(再掲)	ニート、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、子ども・若者支援地域協議会において、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども青少年局	1-4再
38	子どもが健やかに育つ環境づくり	子どもライフキャリアサポートモデル事業	小学校から中学校までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出す力を身につけることができるよう、キャリアの専門家が学校に常駐し、将来について考えるための情報や機会の提供等を実施	子ども青少年局	
39	子どもが健やかに育つ環境づくり	家庭訪問型相談支援事業	さまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談支援や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	子ども青少年局	
40	子どもが健やかに育つ環境づくり	子どもの社会参画の推進(再掲)	子どもの社会参画を進めるために、子どもの社会参画の考え方、進め方、推進体制等について、外部の有識者や子どもの意見を踏まえ、子どもの参画に関する「よりどころとなる方針」をまとめる	子ども青少年局	1-3再
41	子どもが健やかに育つ環境づくり	学校内サロン推進事業(再掲)	子ども意見表明を支援する観点から、高校内に生徒が気軽に立寄ることができる居場所(サロン)を設置し、生徒同士や地域の大人との交流を通じて、自分の思いや意見を表現し、自立意欲やコミュニケーション力の向上を図る	子ども青少年局	1-3再
42	子どもが健やかに育つ環境づくり	高校生社会参画アクションモデル事業(再掲)	子どもの社会参画を進める観点から、各児童館において子どもたちが、遊びを通じてまちづくり学習をすることにより、社会参画の体験をする。また、各館で中心となって参加する子どもが集まり、取組み状況を共有する機会を設ける	子ども青少年局	1-3再

2-2 子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
43	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	里親等委託の推進・里親等への支援の充実	里親登録者及びファミリーホームの増加をはかり里親等委託を推進するとともに、里親経験者等の援助や児童相談所等の支援、研修などにより里親等への支援を実施	子ども青少年局	
44	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	児童養護施設及び乳児院において、より家庭的な環境での養育を推進するため、施設の改築・改修を行い小規模化をはかるとともに、地域小規模児童養護施設の増加により施設機能の地域分散化を推進	子ども青少年局	
45	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童養護施設など入所児童のケアの充実	被虐待や障害等の多様な困難を抱える子どもを支援するための施設の養育力の向上をはかる	子ども青少年局	
46	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	いじめ・児童虐待等一時保護施設(シェルター)の運営	いじめや虐待などにより、家庭や集団生活になじめない子どもを、家庭的な環境のもとで一時的に保護するシェルターを運営	子ども青少年局	
47	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	相談機関紹介カード「あったかハート」の配布	名古屋市立学校(園)の園児・児童・生徒に対して、「ハートフレンドなごや」「子どもの権利相談室」をはじめとするさまざまな相談機関を紹介するための紹介カードを配布	教育委員会	
48	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごや子どもの権利条例の広報啓発	なごや子どもの権利条例の主旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットなどによる啓発活動を実施	子ども青少年局	
49	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	子どもの相談機関の連携強化	児童相談所等で虐待、不登校、ひきこもりなど子どもの相談に応ずるとともに、相談機関との連携を強化	子ども青少年局	
50	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待防止事業(再掲)	児童相談所の委託により継続的に保護を必要とする子どもや家庭を援助したり、子どもの虐待などについての相談に応じる「地域子ども相談室」を運営	子ども青少年局	1-4再
51	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、児童虐待防止推進月間を中心に講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止の啓発事業などを実施	子ども青少年局	
52	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童相談所の体制強化	児童虐待などの児童相談に対し、より迅速・的確に対応するため、児童福祉司の増員や児童相談所の専門性の向上などをはかるほか、本市に必要な児童相談所の体制を検討・整備	子ども青少年局	
53	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごやっ子SOS(再掲)	児童虐待に関するこのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	子ども青少年局	1-4再
54	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防・早期発見・早期対応のため、なごやこどもサポート連絡協議会やなごやこどもサポート区連絡会議を開催し、児童相談所、社会福祉事務所、保健センターなどの関係機関の連携を強化	子ども青少年局	
55	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	家庭復帰支援事業	児童虐待等により、長期間にわたり施設入所している児童とその保護者に対し、各種家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助	子ども青少年局	
56	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充	子ども青少年局	
57	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	特定妊婦訪問支援事業	虐待ハイリスク要因を有するなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な支援を実施	子ども青少年局	

2-2 子ども

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
58	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	児童虐待対応のための電算システムの整備	児童虐待に対し迅速かつ的確な初期対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所、保健センターにおいて対象ケースの情報を共有するシステムを整備	子ども青少年局	
59	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を促進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って親子を温かく見守る「なごやすくすくボランティア」の養成、「なごやすくすくサポーター」への登録を促進	子ども青少年局	
60	虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	子どもの権利擁護機関の運営(再掲)	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利侵害に関する相談等に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」を運営する。	子ども青少年局	1-1再 1-3再 1-4再
61	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	人権保育の推進(再掲)	「名古屋市保育所人権保育指針」、「名古屋市保育所人権保育指針推進編」及び「名古屋市保育所人権保育指針実践集」に基づき、人権保育を推進	子ども青少年局	1-1再
62	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	幼児教育の推進(再掲)	直接体験活動を通じ、子どもたちの豊かな人間性と人権尊重の精神の芽生えを育むため、市立幼稚園において文化的体験活動や、自然・社会体験活動を充実	教育委員会	1-1再
63	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	学校教育における人権教育の推進(再掲)	あらゆる差別や偏見をなくし、互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	1-1再 2-5再
64	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	豊かな人間性を育む教育の推進((再掲)	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	1-1再 2-5再
65	人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	心の教育の充実	・感動体験を通して、児童生徒の豊かな心を育むため、優れた芸術鑑賞事業を推進 ・豊かな心を育むため、道徳教育を推進	教育委員会	

2-3 高齢者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	健やかでいきいきとした生活の実現	敬老バスの交付	高齢者の社会参加を支援するため、65歳以上の高齢者に市営交通機関等に乗車できる敬老バスを交付 ※令和4年2月より、名鉄、近鉄及びJR東海の鉄道並びに名鉄バス及び三重交通の路線バスへの対象交通の拡大と有効期間内の利用回数の上限を730回とする利用上限設定を実施	健康福祉局	
2	健やかでいきいきとした生活の実現	高齢者就業支援センター事業	就業を通じた高齢者の社会参加を支援するため、就業に関する相談や情報提供、技能講習を実施	健康福祉局	
3	健やかでいきいきとした生活の実現	シルバー人材センター事業	高齢者が豊かな知識や経験を生かして生きがい高め、社会活動を行うことができるよう、臨時的・短期的な就業の場を提供	健康福祉局	
4	健やかでいきいきとした生活の実現	鯉城学園	高齢者の生きがい高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を養成するため、学習の場を提供(入学定員760人)	健康福祉局	
5	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	なごやか収集	家庭から排出されるごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみや資源の排出の支援を図るため、玄関先で収集する事業を実施	環境局	2-4再
6	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	高齢者福祉相談の実施(再掲)	ひとり暮らし高齢者などの福祉の増進をはかるため、各区・支所に高齢者福祉相談員を配置し、各種相談に応じるとともに適切な指導を実施(相談員数54人)	健康福祉局	1-4再
7	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	緊急通報装置(あんしん電話)の貸与	心臓病などの慢性疾患がある虚弱なひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、救急や火災などの際に非常連絡ができる特殊電話機を貸与	健康福祉局	
8	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	排せつケア相談支援事業	高齢者の排せつケアに関して、在宅介護者等への相談対応や、いきいき支援センター職員等への研修を実施	健康福祉局	
9	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	介護・保健・福祉相談窓口(再掲)	区役所福祉課の介護・保健・福祉に関する相談窓口において、さまざまな相談を実施	健康福祉局	1-4再
10	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	いきいき支援センター(地域包括支援センター)における援助・支援(再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いきいき支援センターにおいて高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助・支援、並びに高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、専任の見守り支援員を各1人配置し、個別ケースへの対応や電話による見守り活動を実施	健康福祉局	1-4再
11	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症の方やその家族への支援	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう必要な支援体制を確立	健康福祉局	
12	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症地域支援体制づくり推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに医療と介護の連携強化を推進	健康福祉局	
13	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	認知症相談支援センター運営事業(再掲)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症相談支援センターにおいて、地域におけるネットワーク体制の構築や認知症コールセンターの運営、若年性認知症者とその家族に対する支援等を実施	健康福祉局	1-4再
14	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	障害者・認知症高齢者権利擁護事業(再掲)	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再

2-3 高齢者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
15	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	成年後見あんしんセンターにおける支援(再掲)	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
16	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	高齢者虐待防止事業の推進(再掲)	高齢者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、高齢者虐待相談センターおよびいきいき支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	1-4再
17	地域で安心して暮らすための支援体制の充実	福祉給付金の支給	高齢者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある高齢者やねたきり・認知症等の高齢者に対して医療費自己負担分を助成	健康福祉局	
18	自立して生活するには不安がある方への支援	介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業	介護サービスの問題点を把握し、運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を事業者団体と共催で実施	健康福祉局	
19	自立して生活するには不安がある方への支援	介護事業所の指導	介護サービスの質の確保を図るため、介護事業所に対する指導を実施	健康福祉局	
20	自立して生活するには不安がある方への支援	介護サービス情報の公表	利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施	健康福祉局	
21	自立して生活するには不安がある方への支援	在宅介護基盤の充実	できる限り住み慣れた地域や家庭で生活ができるよう、在宅介護基盤の充実を図るため、介護サービス事業者の指定や事業者に対する情報提供を推進	健康福祉局	
22	自立して生活するには不安がある方への支援	特別養護老人ホームの整備	常時の介護を必要とし、在宅での生活が難しい高齢者の日常生活を支援するため、入浴、食事、排せつなどの介護や機能訓練などを行う入所施設を整備	健康福祉局	
23	自立して生活するには不安がある方への支援	介護人材の確保・育成等の推進	介護人材の確保・育成及び定着をはかるため、研修事業を実施するとともに、外国人介護人材の育成支援など介護事業者が行う人材確保・育成に向けた取り組みに対し経費の一部助成を実施するほか、介護ロボットの活用を促進	健康福祉局	
24	安心して暮らすことができる生活の場の確保	高齢者向け賃貸住宅の供給促進(再掲)	サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング等のバリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービス等が付加された民間賃貸住宅及び公営賃貸住宅の供給を促進	住宅都市局	1-3再
25	安心して暮らすことができる生活の場の確保	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間住宅の情報提供、入居円滑化などを実施	住宅都市局	2-4再

2-4 障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	地域における自立した生活の支援	なごやか収集(再掲)	家庭から排出されるごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、ごみや資源の排出の支援を図るため、玄関先で収集する事業を実施	環境局	2-3再
2	地域における自立した生活の支援	障害者基幹相談支援センター等における総合相談(再掲)	障害者(児)が地域で自立した生活ができるよう、障害者基幹相談支援センター等において、福祉サービスの利用援助や利用の調整、相談などを実施	健康福祉局	1-4再
3	地域における自立した生活の支援	障害者・認知症高齢者権利擁護事業(再掲)	障害者や認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、権利擁護、財産管理の相談を実施するとともに金銭管理・財産保全など必要な援助を実施	健康福祉局	1-4再 2-3再
4	地域における自立した生活の支援	成年後見あんしんセンターにおける支援(再掲)	成年後見あんしんセンターにおいて、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用支援と、市民後見人の養成と支援を実施	健康福祉局	1-4再 2-3再
5	地域における自立した生活の支援	障害者差別解消の推進(再掲)	障害者差別に関する相談に応じ、紛争の防止・解決を図る障害者差別相談センターの運営や啓発活動を実施	健康福祉局	1-4再
6	地域における自立した生活の支援	障害者虐待防止事業の推進(再掲)	障害者虐待の防止のために早期発見、早期対応をめざし、障害者虐待相談センターおよび障害者基幹相談支援センターなどにおいて相談・支援を実施	健康福祉局	1-4再
7	地域における自立した生活の支援	「ウェルネットなごや」による福祉関連情報の提供(再掲)	市内のバリアフリー情報や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事業者情報などの福祉関連情報をウェブサイトで提供	健康福祉局	1-3再
8	地域における自立した生活の支援	事業者に対する調査・指導	施設および事業所に対して、その適正な運営を確保するため、実地の指導監査等を実施	健康福祉局	
9	地域における自立した生活の支援	障害者の居住の場の確保	障害者が地域での自立生活を営むことができるよう、居住の場を提供 地域で生活する障害者が、地域で引き続き生活するため、また施設入所者が地域生活へ円滑に移行するための地域生活体験事業を実施 一般賃貸住宅への入居に際して支援が必要な障害者に対し、入居に必要な調整・支援を行うとともに、家主などへの相談助言を通じて支援を行う賃貸住宅入居サポート事業を実施	健康福祉局	
10	地域における自立した生活の支援	日中活動の場の確保	地域での自立生活や、社会参加・活動を実現していくため、日常生活上の支援を受けたり、身体機能・生活能力の維持向上のための訓練などを受ける多機能な活動の場を整備 創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、障害者と社会との交流の促進などをはかる地域活動支援事業の実施	健康福祉局	
11	地域における自立した生活の支援	福祉施設入所者の地域生活への移行	入所施設における集団的な生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望にもとづき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進 施設入所者や共同生活援助等から一人暮らし移行した人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助事業を実施	健康福祉局	
12	地域における自立した生活の支援	障害者住宅環境の改善	玄関等の段差解消や浴室・トイレの改造など障害者の住宅環境を改善するため、理学療法士などが障害者の居宅を訪問して相談に応じるとともに、改造工事費を助成	健康福祉局	
13	地域における自立した生活の支援	重度障害者移動入浴事業	家庭で入浴することが難しい重度障害者宅に移動入浴車を派遣して、入浴サービスを実施	健康福祉局	

2-4 障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
14	地域における自立した生活の支援	市営交通料金等の軽減	障害者が社会参加するための交通手段の確保を目的として、市営交通機関などを無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付	健康福祉局	
15	地域における自立した生活の支援	タクシー料金の助成および重度身体障害者リフトカーの運行	重度障害者の社会参加を支援するため、市バス・地下鉄などの利用が困難な重度障害者に対してタクシーの利用料金を助成 電動車いす利用者を中心とした重度身体障害者の移動手段の確保をはかるため、リフトカーを運行	健康福祉局	
16	地域における自立した生活の支援	手話通訳者等の派遣	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者及び代筆・代読支援員派遣事業の実施	健康福祉局	
17	地域における自立した生活の支援	身体障害者補助犬の育成	盲導犬、介助犬および聴導犬の飼育費用を助成 総合リハビリテーションセンターにおいて補助犬の認定や相談などを実施	健康福祉局	
18	地域における自立した生活の支援	障害者医療費助成	障害者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある方へ、医療費自己負担分を助成	健康福祉局	
19	地域における自立した生活の支援	名古屋歯科保健医療センターの運営助成	地域で診療が困難な障害児・者を対象とする障害者歯科診療を行う名古屋歯科保健医療センター（名古屋市歯科医師会が市内2か所で開催）へ、運営助成を実施	健康福祉局	
20	地域における自立した生活の支援	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域住民の協力を得ながら、地域保健医療福祉の一体的な取り組みを推進	健康福祉局	
21	地域における自立した生活の支援	精神障害者に対する適正な医療の確保	精神障害者の人権に配慮した適正な医療と保護をはかるため、精神科病院に対して実地指導、実地審査を行うとともに、精神医療審査会において入院の要否および入院患者の処遇の適否の審査を実施 ・精神科病院の指導監督 各病院1回 ・精神医療審査会の開催 協議体32回、全体会議1回	健康福祉局	
22	地域における自立した生活の支援	保健センターにおけるこころの健康相談事業（再掲）	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化を図るとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	1-4再 2-7再
23	地域における自立した生活の支援	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導（再掲）	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ギャンブル等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	1-4再 2-7再
24	地域における自立した生活の支援	障害児相談支援（再掲）	障害児通所支援の申請等にかかる障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等を行う	子ども青少年局	1-4再
25	地域における自立した生活の支援	発達障害児者支援体制の整備	発達障害者支援センターを核とした発達障害児者への支援	子ども青少年局	
26	地域における自立した生活の支援	障害児の放課後支援	障害児を対象とした放課後等の支援を実施	子ども青少年局	
27	地域における自立した生活の支援	障害児通所支援事業所に対する実地指導、現況調査	障害児通所支援事業所に対して、その適正な運営を確保するため、実地指導や現況調査を実施	子ども青少年局	
28	地域における自立した生活の支援	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進（再掲）	高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間住宅の情報提供、入居円滑化などを実施	住宅都市局	2-3再

2-4 障害者

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
29	地域における自立した生活の支援	水道ご使用量のお知らせ(検針票)への音声コードの掲載	「水道ご使用量のお知らせ」に音声コードを印字し、モバイル端末等を利用して音声でも水道使用量等の情報を提供できるサービスを実施 対応言語: 日本語、英語	上下水道局	
30	重度障害児者への支援	重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者の地域生活を支援するため、通所施設などにおける重症心身障害児者の受け入れを促進 在宅の重症心身障害児者が、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行う通所援護事業を実施	健康福祉局	
31	重度障害児者への支援	重症心身障害児者の援護	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、施設での医療的ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点となる施設を運営	健康福祉局	
32	障害者の就労の促進	各分野の連携による就労支援ネットワークの充実	障害者就労等の相談支援機関を中心に、福祉施設、特別支援学校、ハローワーク、事業主など関係機関と就労支援ネットワークを構築して、福祉・教育・労働施策との連携を強化	健康福祉局	
33	障害者の就労の促進	就労移行支援事業の充実	一般企業などへの就労に向けて、訓練や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着を支援する就労移行支援事業を実施	健康福祉局	
34	障害者の就労の促進	就労継続支援事業の充実	一般企業などで就労が困難な障害者に働く場を提供する就労継続支援事業を実施	健康福祉局	
35	障害者の就労の促進	障害者雇用促進企業認定等制度	法定雇用率以上の障害者を雇用している企業を「障害者雇用促進企業」等として認定するとともに障害者就労施設等を登録し、優遇措置を設けるなど製品等の販売促進をはかる事業を実施	健康福祉局	
36	障害者の就労の促進	就労定着支援事業の推進	一般企業等に就職している障害者を対象に、就職後半年までの間に就労定着のための支援を行った事業者に対し補助金を交付することにより、障害者の一般就労の定着および促進をはかる事業を実施 就労移行支援等から一般企業等へ就労した障害者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う就労定着支援事業を実施	健康福祉局	
37	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	特別支援学級の設置	知的障害、自閉症・情緒障害等の障害種に応じた特別支援学級の設置	教育委員会	
38	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	インクルーシブ教育システムの構築の推進	障害のない子どもと障害のある子どもと交流及び共同学習の促進	教育委員会	
39	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	職業自立に向けた就労支援の充実	特別支援学校高等部における職業教育の推進	教育委員会	
40	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害者を対象とした講座・事業の開設	ボランティアによる支援を得ながら学習したり、障害のない方とも交流したりできる、障害者を対象とした講座・事業の開設 ・障害者を対象とした講座・事業 ・障害者学習支援のためのボランティア養成講座	教育委員会	
41	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害児保育	保育所等における障害児の成長・発達の促進をはかるため、健全な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を実施	子ども青少年局	
42	障害者の学習機会および特別支援教育の充実	障害児保育巡回指導の実施	医師、心理判定員、セラピストなどの資格および経験を有する者を巡回指導員として委嘱し、障害児が入所する保育所等を訪問して個々の障害児の状況に応じた保育者・保護者への相談指導を実施	子ども青少年局	

2-5 同和問題（部落差別）

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	啓発の推進	職員研修の計画的かつ継続的な実施(再掲)	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修などにおいて、人権に関する職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局	1-2再
2	啓発の推進	研修指導者の養成および所属別研修の充実(再掲)	人権研修の講師等となる職員を養成するための人権指導者養成研修を実施するとともに、各所属で実施する所属別人権研修を充実	総務局	1-2再
3	啓発の推進	同和問題(部落差別)の理解促進のための市民啓発の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、「憲法週間」、「人権週間」を中心に、講演会、啓発資料の作成・配布など市民啓発事業を実施するほか、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、同法の周知等を実施	スポーツ市民局	
4	啓発の推進	同和問題(部落差別)の解決に向けた市民・企業の自主的啓発活動や取り組みへの支援	同和問題(部落差別)に関する啓発事業を推進し、市民・企業のこの問題への正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりをすすめるため、研修資料等を提供・貸与するなど、人権問題の重要な課題としての同和問題(部落差別)の解決に向けた市民の自主的活動や取り組みを支援	スポーツ市民局	
5	啓発の推進	関係機関との連携・情報共有	人権・同和関係行政機関連絡会や全国人権同和行政促進協議会などを通じて、関係機関と情報共有するなど連携を促進	スポーツ市民局	
6	教育の充実	学校教育における人権教育の推進(再掲)	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	1-1再 2-2再
7	教育の充実	豊かな人間性を育む教育の推進(再掲)	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進	教育委員会	1-1再 2-2再
8	教育の充実	教職員への研修の実施(再掲)	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校(園)長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校(園)の全職員に広める取り組みを実施	教育委員会	1-1再 1-2再
9	教育の充実	社会教育における人権教育の推進(再掲)	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために、講演会を開催 ・人権問題講座の開催(生涯学習センター16回、女性会館1回) ・人権問題特別講演会の開催(生涯学習センター4回、生涯学習課1回)	教育委員会	1-1再
10	教育の充実	市民の学んだ成果を生かした人権教育の推進(再掲)	市民グループと連携し、人権学習講座にファシリテーターを派遣し、参加体験型学習を推進	教育委員会	1-1再
11	教育の充実	文化センターおよび教育集会所での社会教育の充実	西文化センター、中文化センター及び上汐田教育集会所に人権教育指導員を配置し、教養・文化、スポーツ講座などを開催 ・人権教育指導員4名配置 ・各種講座2年度(西文12講座、中文10講座、上汐田7講座)と同程度開催予定	教育委員会	
12	教育の充実	修学の支援	経済的理由で高等学校等への修学が困難な方を支援するため、名古屋市入学準備金の貸与や名古屋市奨学金の給付を行うほか、愛知県高等学校奨学金制度、日本学生支援機構の奨学金制度などに関する情報提供を実施	教育委員会	

2-5 同和問題（部落差別）

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
13	文化センターの運営	生活の支援	修学のための奨学金制度や生活福祉資金制度などの生活や福祉に関わる情報の提供や関係機関との連携を推進	スポーツ市民局	
14	文化センターの運営	子育ての支援および児童福祉の増進	地域の子育て世帯の交流をすすめるとともに、児童の福祉増進をはかるため、文化センターにおいて各種児童・親子向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進	スポーツ市民局	
15	文化センターの運営	高齢者福祉の増進	地域の高齢者の福祉の増進や交流をはかるため、文化センターにおいて求人情報の提供や各種高齢者向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進	スポーツ市民局	
16	文化センターの運営	文化センターにおける人権啓発の推進(再掲)	地域社会における人権啓発の活動拠点として、講演会や人権啓発パネル展などの啓発を実施	スポーツ市民局	1-1再
17	文化センターの運営	文化センターなどの各種相談事業(再掲)	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	スポーツ市民局	1-4再
18	部落差別のない地域づくり	地域交流促進事業	文化センターにおいて、地域住民の交流を促進するための講座や行事等を実施	スポーツ市民局	
19	部落差別のない地域づくり	住宅地区改良事業残存事業	生活環境の改善のために住宅地区改良事業残存事業を実施	住宅都市局	
20	部落差別のない地域づくり	既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進(再掲)	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化等住戸内設備の改善などを実施	住宅都市局	1-3再
21	えせ同和行為の排除	えせ同和行為に対する相談・対応	法務局、愛知県警察本部、愛知県、愛知県弁護士会と連携して、えせ同和行為対策連絡会を開催するとともに、市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応をはかるための研修、および啓発冊子の作成・提供を実施	スポーツ市民局	

2-6 外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	生活基盤づくり	学校教育における国際感覚を身につける教育の推進	実践的なコミュニケーション能力の基礎を育成するため、中学校・高等学校で外国人英語指導助手による指導を推進 小学校において外国語指導アシスタントによる活動を実施	教育委員会	
2	生活基盤づくり	外国語版ホームページの運営	市公式ウェブサイトにおいて、市政や生活に関する情報を多言語で提供 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、やさしい日本語 ※ベトナム語・ネパール語についても市の基本情報の他、名古屋国際センターウェブサイトのベトナム語トップページ・ネパール語トップページ等への外部リンクを翻訳し掲載	観光文化交流局	
3	生活基盤づくり	「名古屋生活ガイド」の発行	生活にかかる基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を掲載した冊子「名古屋生活ガイド」を制作し、外国人転入者向けウェルカムキットに同封・配布 対応言語：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	
4	生活基盤づくり	情報収集提供事業	名古屋国際センターの情報カウンターやウェブサイトにおいて各種生活情報を多言語で提供 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	
5	生活基盤づくり	海外児童生徒教育相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、出国・入国に際しての子どもの編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育に係る相談に専門の相談員が応じる「海外児童生徒教育相談」を実施 実施日：水・金・日曜	観光文化交流局	1-4再
6	生活基盤づくり	外国人行政相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、相談員による市政、行政に関する「外国人行政相談」を実施。また、区役所や保健センター等において言葉の通じない外国人に対して、トリオホン（3者通話システム）により相談、通訳サービスを実施 実施日：火曜～日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	1-4再
7	生活基盤づくり	外国人無料法律相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、弁護士による法律相談「外国人無料法律相談」を実施 実施日：毎週土曜日 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	観光文化交流局	1-4再
8	生活基盤づくり	外国人のための税理士による無料税務相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、「外国人のための税理士による無料税務相談」を名古屋税理士会との共催で確定申告時期（2～3月）に実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	1-4再
9	生活基盤づくり	外国人こころの相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、日本の生活の中で起こるさまざまな不安や悩みを抱えている外国人市民を対象に、カウンセラーに通訳を介さずに相談できる「外国人こころの相談」を実施 実施日：随時（予約制） 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語	観光文化交流局	1-4再
10	生活基盤づくり	ピアサポートサロン（再掲）	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としての「ピアサポートサロン」を年3回開催 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	1-4再
11	生活基盤づくり	難民相談（再掲）	名古屋国際センターにおいて、（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で難民申請手続き等に係る「難民相談」を多言語で実施 実施日：原則として毎週木曜日	観光文化交流局	1-4再

2-6 外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
12	生活基盤づくり	外国人の「心」と「からだ」健康相談会 (再掲)	名古屋国際センターにおいて、外国人住民が健康に安心して暮らせるように病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等、「健康・福祉・保健」について総合的に対応できるワンストップ型の相談会である「外国人の『心』と『からだ』健康相談会」を関係専門機関と連携して年1回実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語等	観光文化交流局	1-4再
13	生活基盤づくり	外国人生活相談出張サービス (再掲)	地域で行われる保健、福祉、教育などの相談活動等に名古屋国際センターの通訳ボランティアや相談員を派遣する「外国人生活相談出張サービス」を実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	観光文化交流局	1-4再
14	生活基盤づくり	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス (再掲)	名古屋国際センターにおいて、中学校卒業後の進路についての情報提供と相談に対応する「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」を年1回実施 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	1-4再
15	生活基盤づくり	外国人のための行政書士による相談 (再掲)	名古屋国際センターにおいて、在留資格、国籍、起業など各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる「外国人のための行政書士による相談」を実施 実施日：水・日曜 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語	観光文化交流局	1-4再
16	生活基盤づくり	「NIC日本語の会」の運営 (再掲)	名古屋国際センターにおいて、基本的な日本語の習得と生活情報の提供を目的とした講座の実施。 ・NIC日本語の会 全10回程度の講座を年3回実施 ・サポートサロン NIC日本語の会学習者とボランティアの交流、生活情報等の提供の機会として「サポートサロン」を実施	観光文化交流局	1-3再
17	生活基盤づくり	やさしい日本語普及啓発事業 (再掲)	外国人市民と日本人市民との円滑な情報伝達・コミュニケーションと多文化共生への理解促進を目的に、「やさしい日本語」の普及啓発を行う。 ・「やさしい日本語」の研修(年2回程度) ・市民レベルでの普及啓発活動の実施	観光文化交流局	1-3再
18	生活基盤づくり	NIC子ども日本語教室、高校生向け学習・キャリア支援教室の運営 (再掲)	名古屋国際センターにおいて、外国人児童・生徒を支援するための各種研修や教室を実施。 ・NIC子ども日本語教室 全10回程度の講座を年4回実施 ・外国人児童・生徒サポーター研修 入門編、実践編に分け、各3回程度の講座を実施 ・高校生向け学習・キャリア支援教室の運営 全10回程度の講座を年3回実施	観光文化交流局	1-3再
19	生活基盤づくり	外国人防災啓発事業 (再掲)	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施。 ・外国人防災啓発事業 年5回実施	観光文化交流局	1-3再 2-8再
20	生活基盤づくり	災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携	災害発生時に備えて、外国人被災者に対する情報提供などの体制づくりを実施	観光文化交流局	2-8再
21	生活基盤づくり	パンフレット「すいどうのご案内」外国語版の局ウェブサイトへの掲載	新たに水道を使用されるお客さまに配布するパンフレット「すいどうのご案内」について、外国語(英語・中国語)表記した電子版を作成し、令和元年12月より局公式ウェブサイトに掲載	上下水道局	
22	生活基盤づくり	公共交通機関における多言語化の推進	バス車内への液晶式停留所名表示器の設置	交通局	
23	生活基盤づくり	公共交通機関における多言語化の推進	多言語による地下鉄運行情報提供大型モニターの導入	交通局	

2-6 外国人

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
24	生活基盤づくり	外国人児童の円滑な就学促進	<外国人児童の保護者に対する情報提供> ・名古屋出入国管理局で小中学校入学の問い合わせ先案内を設置 ・翌年度小学校に入学する年齢の外国籍児童を持つ保護者に対し、入学申請が必要な旨を記した案内に、外国語版を添えて8月に送付(ただし、保護者が日本国籍を有する場合を除く。)(英語、ポルトガル語、中国語、フィリピン(タガログ)語、ハングル、スペイン語、ネパール語、ベトナム語) ・入学案内を送付した保護者のうち市立小中学校へ入学申請のなかった保護者に対して2月に再度入学案内を送付 <不就学の子どもへの対応> ・入学案内を送付した保護者のうち市立小中学校へ入学申請のなかった保護者に対して就学の見込み等の調査を行う。 ・名古屋市に住民登録があるが市立小中学校に在籍していない全ての保護者に対し就学状況に関するアンケートの送付	教育委員会	
25	生活基盤づくり	外国人児童・生徒などの日本語教育・相談の充実	外国人児童・生徒が早期に学校生活に適應できるよう、日本語指導講師の学校への派遣や母語学習協力員、母語学習協力員スーパーバイザーの配置、教育相談を実施	教育委員会	
26	生活基盤づくり	教員に対する研修の実施	教員に対して日本語指導を必要とする児童生徒の指導に関する研修を実施	教育委員会	
27	誰もが参画する地域づくり	ボランティア研修(再掲)	名古屋国際センターにおける多文化共生、異文化理解、国際協力などの登録ボランティア制度の管理運営 ・ボランティア研修 年3回程度実施	観光文化交流局	1-3再
28	誰もが参画する地域づくり	災害時外国人支援研修(再掲)	大規模な災害発生時に外国人被災者を支援するため、災害語学ボランティアを募集・登録し、避難所などに派遣 ・災害時外国人支援ボランティア研修 年1回実施 ・災害語学ボランティア研修 年4回実施	観光文化交流局	2-8再
29	誰もが参画する地域づくり	NIC防災サポーター制度の運営(再掲)	外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等で活躍する在住外国人の登録派遣を行う「NIC防災サポーター制度」の管理・運営を行う	観光文化交流局	1-3再 2-8再
30	多様性を活かす社会づくり	職員、教員に対する研修等の実施	国際都市名古屋を目指す本市職員として必要な英会話能力の向上を支援することにより、相互理解や多文化共生に向けた意識を醸成	総務局	
31	多様性を活かす社会づくり	NIC地球市民教室の運営	市民の世界への関心を高め、多様性を受け入れ、尊重する力を養うため、NIC地球市民教室の運営をはじめ、研修・講座等を実施	観光文化交流局	
32	多様性を活かす社会づくり	多文化共生まちづくり事業(再掲)	外国人市民と日本人市民の「顔の見える」関係づくりのために、交流会、生活情報の提供や相談、まちづくりを考えるワークショップ等を行う「多文化共生まちづくり事業」を年3回程度実施	観光文化交流局	1-3再
33	多様性を活かす社会づくり	多文化共生推進月間	市民の多文化共生に対する理解と認識を深めるため、多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行う	観光文化交流局	
34	ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	ヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発活動	関係機関・部署と連携を図りながら、広報、講座、講演会、映画会など、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な教育・啓発活動を実施	スポーツ市民局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会	
35	ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	ヘイトスピーチの抑止に向けた取り組み	市内におけるヘイトスピーチの抑止に向け、関係機関・部署との連携を推進	スポーツ市民局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会	

2-7 さまざまな人権分野

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	こころの健康づくりと自殺対策の推進	保健センターにおけるこころの健康相談事業(再掲)	各保健センターにおいて、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談や訪問援助を行うほか、家族教室などのグループワーク、地域関係組織の育成援助や関係機関の連携強化を図るとともに、こころの健康づくりや精神障害に対する正しい知識の普及啓発を実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
2	こころの健康づくりと自殺対策の推進	精神保健福祉センターにおける啓発・相談・指導(再掲)	市民のこころの健康づくりの推進や精神障害者の社会復帰・社会参加の促進をはかるため、精神保健福祉活動の中心施設である精神保健福祉センターにおいて、普及啓発や特定相談、ゲーム等依存症からの回復支援プログラム、関係機関への技術援助などを実施	健康福祉局	1-4再 2-4再
3	こころの健康づくりと自殺対策の推進	自殺対策事業	「いのちの支援なごやプラン(名古屋市自殺対策総合計画)」に基づき、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発等の「自殺の予防」、自殺の危険がある人のサインに気づき未然に防ぐ「自殺の防止」、「自死遺族に対する支援」の3つの視点から、総合的な自殺対策を推進	健康福祉局	
4	ホームレスの自立支援	ホームレス援護施策推進本部による推進	ホームレスの方の自立に向けた援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、ホームレス援護施策推進本部による全庁的な連携をはかりながら援護を実施	健康福祉局	
5	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着福祉施設への入所	住宅の確保と施設での福祉的援護をすすめるため、更生施設、宿所提供施設、簡易宿泊所、養護老人ホームなどへの入所を実施 ・更生施設の運営 2か所 ・宿所提供施設の運営 1か所	健康福祉局	
6	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着公営住宅の活用	安定した居住の場の確保をはかるため、市営住宅の優先入居制度の活用 ・支援事業により就労自立した者に対する市営住宅の提供(年間4戸)	健康福祉局	
7	ホームレスの自立支援	住まいの確保と定着民間住宅の活用	自立支援事業の利用者に対し、低廉な家賃の民間住宅の情報を提供して、入居の適否についての相談・助言を実施	健康福祉局	
8	ホームレスの自立支援	就労機会の確保と自立支援事業	自立支援事業2か所を運営し、宿泊・食事の提供、生活相談等を実施し、公共職業安定所との連携のもとで職業相談・あっせんを行い、就労による自立を支援 自立後の生活訓練を行う場として、民間アパートを借り上げて自立支援住宅(5戸)を実施	健康福祉局	
9	ホームレスの自立支援	就労機会の確保と能力活用推進事業	自立支援事業において、仕事の情報収集・提供などを行う能力活用推進事業を実施 ・能力活用推進事業を行う職員を自立支援事業に配置し、仕事の情報収集・提供等を実施	健康福祉局	
10	ホームレスの自立支援	心身の健康維持・回復健康相談、健康診断の実施	自立支援事業で健康相談・健康診断を実施 ・入所時および入所中の健康相談・健康診断を実施	健康福祉局	
11	ホームレスの自立支援	心身の健康維持・回復医療機関の確保、DOTSの実施	ホームレスの方が利用する医療機関を確保するとともに更生施設においてDOTS(直接服薬確認療法)を実施 ・更生施設においてDOTS(直接服薬確認療法)を実施 ・結核服薬支援を実施 ・診療・入院協力料支給事業 ・緊急ベッド確保事業 ・生活用品支給事業	健康福祉局	
12	ホームレスの自立支援	相談・援護社会福祉事務所における相談、巡回相談	社会福祉事務所におけるホームレスの方の相談窓口のほか、巡回相談を実施 ・社会福祉事務所での相談 ・保護援護生活相談員が公園等に出向き、生活相談等を実施	健康福祉局	

2-7 さまざまな人権分野

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
13	ホームレスの自立支援	相談・援護 一時保護事業	自立支援事業の利用に向けての可否判定、生活保護適用の要否判定等を行うため、一定期間入所し、宿泊と食事を提供 再び住居のない状態に戻らないための相談支援を実施 ・一時保護所の運営 1か所 ・一時保護所経由でアパートを確保した者を対象に、民間事業者によるアフターフォローを実施	健康福祉局	
14	ホームレスの自立支援	民間団体等との連携・地域福祉	愛知労働局、愛知県および地元経済団体等との間で「ホームレス就業連絡会議」を設置し、就労支援対策について協議・検討 ・構成員：愛知労働局、愛知県、名古屋市、経済団体	健康福祉局	
15	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	エイズ、ハンセン病等感染症に関する啓発	エイズに関する啓発として、地域・職域などにおける講習会の実施、パンフレット・リーフレットなどの作成・配布、インターネットバナー広告、地下鉄広告及び世界エイズデーに合わせた啓発事業の実施	健康福祉局	
16	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	エイズ、ハンセン病等感染症に関する啓発	ハンセン病に関する啓発等として、ウェブサイトなどへの記事掲載、リーフレットなどの配布による啓発、ハンセン病療養所慰問、福祉向市営住宅のあっせんの実施	健康福祉局	
17	感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発	新型コロナウイルス感染症に感染した方や、感染後に地域に戻った方、医療従事者や外国人の方などに対する不当な差別・偏見、いじめ、誹謗中傷などを防ぐため、広報なごやや市公式ウェブサイト等を通じた広報啓発を実施。	スポーツ市民局	
18	犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等への支援	「犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置・運営、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした犯罪被害者等に対する支援を行う	スポーツ市民局	
19	犯罪被害者等への支援	被害者サポートセンターあいちへの支援	犯罪の被害者およびその家族の精神的被害の回復・軽減のための活動を行う公益社団法人被害者サポートセンターあいちへの助成	スポーツ市民局	
20	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	性の多様性についての意識啓発	誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発を実施	スポーツ市民局	
21	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	セクシュアル・マイノリティ電話相談(再掲)	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の当事者や周りの方々が相談できる窓口を設置することで、当事者の生きづらさの解消や、セクシュアル・マイノリティへの正しい理解の促進を図る	スポーツ市民局	1-4再
22	性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	性的少数者に係る児童生徒への対応	文部科学省からの通知を参考にして、学校生活での各場面において、悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮及び支援体制などを実施	教育委員会	
23	さまざまな人権課題に対する理解の促進	さまざまな人権課題についての人権啓発	なごや人権啓発センターにおける啓発事業、講演会やセミナーの開催、広報や啓発資料の配布などの機会を捉え、拉致問題等さまざまな人権課題を取り上げた人権啓発を実施	スポーツ市民局	
24	さまざまな人権課題に対する理解の促進	さまざまな人権課題についての人権教育	さまざまな人権課題を取り上げた指導者用資料「人権教育の手引き」などを活用し、学校教育や社会教育の場において、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を実施	教育委員会	
25	さまざまな人権課題に対する理解の促進	名古屋市再犯防止推進計画(仮称)の策定	再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域社会づくりに取り組むため、「名古屋市再犯防止推進計画(仮称)」を策定する	スポーツ市民局	
26	さまざまな人権課題に対する理解の促進	北朝鮮拉致問題にかかる人権啓発	北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進のため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせて、拉致問題や拉致被害者等にかかる人権啓発を実施。	スポーツ市民局	

2-8 人権を取り巻く課題

No	施策	事業名	事業概要	担当局等	再掲
1	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	インターネット上の人権侵害の解決に向けての対応	インターネットを利用した差別的情報の流布などによる人権侵害に関して、国や愛知県などの関係機関と情報交換や解決に向けての調整を実施するとともに、インターネット上の人権侵害の防止を目的とした啓発を実施	スポーツ市民局	
2	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	名古屋市情報あんしん条例に基づく情報の適正な保護および管理	本市の保有する情報の保護および管理に関する基本的仕組みを定めた名古屋市情報あんしん条例の目的に従い、安全対策を講じて、情報の適正な保護および管理を実施 1 継続的で着実な情報保護対策の実施 2 情報審査委員会の審査の充実 3 情報の保護管理状況の点検・改善の継続実施	総務局	
3	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	個人情報保護制度の運営	市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、本人の求めに応じて個人情報を開示するなど情報の適切な運用を推進 個人情報保護審議会(12回)および個人情報保護審議会小委員会を開催予定	スポーツ市民局	
4	インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	民間事業者の個人情報保護(再掲)	個人情報の保護に関する法律に基づき、市民の権利利益を保護することを目的とし、民間事業者が取り扱う個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者と市民に対する情報提供などの支援、事業者と市民との間の苦情についての相談などを実施	スポーツ市民局	1-4再
5	地域防災力の向上	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	地域の災害リスクや防災活動の実施状況等を整理した地区防災カルテを活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動(地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等)を検討し、推進	防災危機管理局	
6	避難対策・避難生活支援の推進	災害時の情報収集・伝達手段の充実	災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難指示や大津波警報などの緊急情報を伝達	防災危機管理局	
7	避難対策・避難生活支援の推進	多様な避難者に配慮した避難所運営	市民参加型の訓練等を通じ、要配慮者、性別及びコロナ禍での人権等に配慮した避難所運営を推進するとともに、多様な避難者に配慮した災害救助物資を備蓄	防災危機管理局	
8	避難対策・避難生活支援の推進	要配慮者の避難場所の充実	避難所の通常の居住スペースでは生活に支障がある要配慮者の方に避難生活を送っていただく福祉避難スペースを周知するとともに、福祉避難スペースでの生活も困難な方などに避難いただく福祉避難所について、事業者と協力を呼び掛け、指定数の増加を図るなど、要配慮者の避難場所の充実を図る	防災危機管理局 健康福祉局	
9	避難対策・避難生活支援の推進	災害時外国人支援研修(再掲)	大規模な災害発生時に外国人被災者を支援するため、災害語学ボランティアを募集・登録し、避難所などに派遣 ・災害時外国人支援ボランティア研修 年1回実施 ・災害語学ボランティア研修 年4回実施	観光文化交流局	2-6再
10	避難対策・避難生活支援の推進	外国人防災啓発事業(再掲)	外国人市民に対して、防災や災害についての基本的な知識を提供する講座等を実施。 ・外国人防災啓発事業 年5回実施	観光文化交流局	1-3再 2-6再
11	避難対策・避難生活支援の推進	災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携(再掲)	災害発生時に備えて、外国人被災者に対する情報提供などの体制づくりを実施	観光文化交流局	2-6再
12	避難対策・避難生活支援の推進	NIC防災サポーター制度の運営(再掲)	外国人防災啓発事業や地域の防災イベント等で活躍する在住外国人の登録派遣を行う「NIC防災サポーター制度」の管理・運営を行う	観光文化交流局	1-3再 2-6再